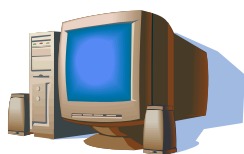


稲城市の新公会計制度

～統一的な基準による財務書類作成要領と財務書類の活用について～



©K.Okawara・Jet Inoue



平成 30 年 4 月

稲城市

目次

1. 新公会計制度導入について.....	2
(1) 必要性	2
(2) これまでの取組み.....	2
2. 統一的な基準による財務書類の概要について.....	3
(1) 財務4表の概要.....	3
①貸借対照表.....	3
②行政コスト計算書.....	5
③純資産変動計算書.....	6
④資金収支計算書	7
⑤財務書類4表構成の相互関係	8
(2) 財務書類の作成単位について.....	8
3. 財務書類の作成要領.....	10
(1) 統一的な基準の概要	10
(2) 基準モデルからの変更点	10
(3) 稲城市の開始時資産算定方針.....	11
(4) 稲城市の仕訳	17
①仕訳の時期・システムの概要	17
②仕訳変換ルール	18
③資本的支出と修繕費の判断	18
④決算整理仕訳.....	18
4. 財務書類の活用.....	22
(1) 情報公開に活用.....	22
(2) 事業運営及び予算編成に活用.....	22
①事業別コスト分析.....	22
②施設別コスト分析.....	24
(3) 長期計画等に活用	26
①財務指標分析.....	26
②施設更新必要額シミュレーション	29
5. 新公会計制度を活用した行政経営（総括）	29
資料	31

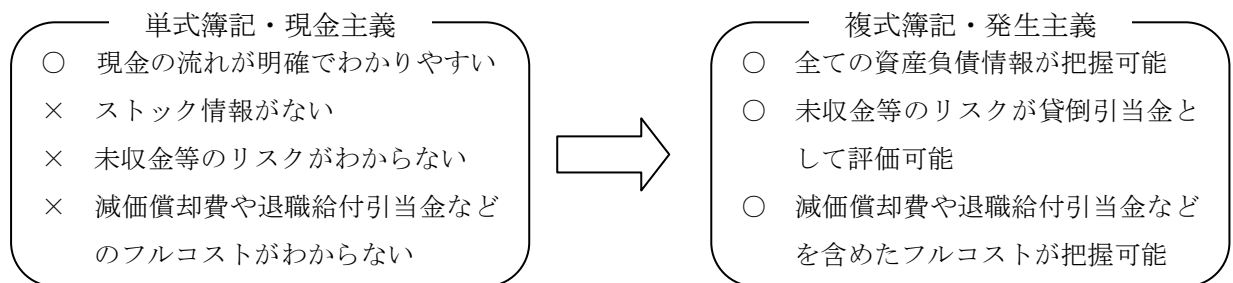
1. 新公会計制度導入について

(1) 必要性

現在の地方公共団体の公会計（官庁会計）は、主に現金の流れに主眼を置くことで予算の適正・確実な執行に資する「現金主義・単式簿記」で行われている。

しかし、上記の会計方式では毎年度の予算執行で社会資本整備に投資された蓄積とそのために抱えている負債といったストック情報や、建物の減価償却費や退職給付引当金など現金の支出を伴わないが行政サービス提供のために必要なコスト情報などを把握することができない。

そこで、これらを補完するため、現金だけでなく全ての資産・負債の移動、収益、費用などを記録する「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法を導入した財務書類を作成することで、地方公共団体の財務状態の透明性を高め、財政の効率化・適正化を推進する取組みが広まっている。



(2) これまでの取組み

稲城市では、自治省（現総務省）が平成12年3月に発表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」及び平成13年3月に発表した同報告書の改善点に基づいて、平成11年度分からバランスシートを、平成12年度分から行政コスト計算書を作成してきた。

その後、総務省から平成18年5月には「新地方公会計制度研究会報告書」が、平成19年10月には「新地方公会計実務研究会報告書」（以下「実務研究会報告書」という。）が公表された。稲城市においては、これらの報告書に定められた「総務省方式改訂モデル」（以下「改訂モデル」という。）を採用し、平成19年度決算分から財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成してきた。

しかし、それまで作成してきた改訂モデルでは資産の正確な把握に限界があることから、さらに複式簿記・発生主義による財務書類の精度を高めるため、平成23年度決算分より、上記報告書に定められた「基準モデル」を採用し財務書類4表を作成してきた。

基準モデルを導入したことで、以下のような効果が得られた。

①財務書類の迅速な作成

従前の改訂モデルでは基礎となるデータを地方財政状況調査（決算統計）から得ているため、5月末の出納整理期間終了後、地方財政状況調査の作成を開始し、調査結果が出る8月末以降に財務書類の作成作業を開始していた。基準モデル導入後は、出納整理期間後すぐに財務書類作成の作業に取り掛かることができるようになり、単体の財務書類については従来よりも迅速に作成

することができるようになった。

②資産の正確な把握

当時、改訂モデルでは、資産について地方財政状況調査の普通建設事業費の積上げを有形固定資産として捉え、減価償却を行ってきた。この方式は既存のデータから容易に作成でき、新たなシステム投資が必要ないなど財務書類の作成に関する負担が軽減される反面、以下の問題がある。

- ・ 地方財政状況調査のデータは昭和44年度以降からしかないので、それ以前に取得した資産は計上されていない。
- ・ 寄附を受けた土地、除却した物品など金銭の移動を伴わない資産の移動については把握しきれない。
- ・ 減価償却が品目毎ではなく、資産項目毎に計算されるため正確性に欠ける。

（例：小学校は耐用年数50年であり、小学校費で購入した建物、車両、備品全てその耐用年数で減価償却計算をしている）

基準モデルの導入にあたり、基準モデルでは固定資産台帳の整備が必須であることから、固定資産台帳を整備した。固定資産台帳を整備したことで、固定資産の公正価値を用いて、現存する資産だけを一つひとつ資産台帳に掲載して評価したため、固定資産の価額、減価償却計算などが正確な資産把握が可能となった。このことで、今後重要となってくる資産の更新に関して必要な費用の把握、施設に係る費用の把握をすることができた。

しかし、基準モデル以外にも、これまで複数の財務書類作成方式が混在していたことから、総務省は地方公共団体における財務書類の作成について検証を行うとともに、国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策等の検討結果を平成26年4月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書」という。）として取りまとめ、財務書類の作成に関する統一的な基準（以下「統一的な基準」という。）を公表した。

さらに、総務省から平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアル（以下「総務省マニュアル」という。）が公表され、総務省は総務大臣通知（総財務第14号）を発し、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間に全ての地方公共団体において統一的な基準により財務書類を作成することを要請した。そのようなことから、稲城市においても平成27年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類4表を作成することとした。

2. 統一的な基準による財務書類の概要について

稲城市の財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。

（1）財務4表の概要

①貸借対照表

貸借対照表（BS：Balance Sheet）は、年度末において稲城市にどれくらいの資産や債務があるかを示すものである。左側に「資産の部」として資金を支出することにより形成された資産の内容を表示し、右側には「負債の部」及び「純資産の部」として資金の調達内容つまり財源の内訳を表示し、 $資産 = 負債 + 純資産$ となっている。

科目	金額	科目	金額
【資産の部】 固定資産 有形固定資産 事業用資産 土地 立木竹 建物 建物減価償却累計額 工作物 工作物減価償却累計額 船舶 船舶減価償却累計額 浮標等 浮標等減価償却累計額 航空機 航空機減価償却累計額 その他 その他減価償却累計額 建設仮勘定 インフラ資産 土地 建物 建物減価償却累計額 工作物 工作物減価償却累計額 その他 その他減価償却累計額 建設仮勘定 物品 物品減価償却累計額 無形固定資産 ソフトウェア その他 投資その他の資産 投資及び出資金 有価証券 出資金 その他 投資損失引当金 長期延滞債権 長期貸付金 基金 減債基金 その他 その他 徴収不能引当金 流動資産 現金預金 未収金 短期貸付金 基金 財政調整基金 減債基金 棚卸資産 その他 徴収不能引当金		【負債の部】 固定負債 地方債 長期未払金 退職手当引当金 損失補償等引当金 その他 流動負債 1年内償還予定地方債 未払金 未払費用 前受金 前受収益 賞与等引当金 預り金 その他	
		負債合計	【B】
		【純資産の部】 固定資産等形成分 余剰分（不足分）	
		純資産合計	【A-B】
資産合計	【A】	負債及び純資産合計	

②行政コスト計算書

行政コスト計算書（P L：Profit and Loss Statement）は、企業会計の「損益計算書」に相当するものであり、地方公共団体の行政サービスに伴う「費用」と、サービス利用者が直接負担する使用料・手数料などの「収益」を示すものである。すなわち、経常的なコストの水準とそれを受益者負担でどれほど賄っているかを把握することができる。

企業の活動は利益の追求であり、「収益－費用＝利益」の式で表される。収益を大きくし、費用を削減することが、利益の拡大につながるものであるが、地方公共団体は利益の追求を目的としてはいないので、損益計算書のように「当期利益」を算定しているわけではない。

地方公共団体の行政活動は、将来世代が利用できる資産形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも大きな比重を占めており、これを明らかにするため行政コスト計算書を作成する。

なお、税金は収益ではなく純資産の増加とみなすので行政コスト計算書には計上しない。

科目	金額
経常費用	【A】
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他	
経常収益	【B】
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	【C】（A-B）
臨時損失	【D】
災害復旧事業費	
資産除売却損	
投資損失引当金繰入額	
損失補償等引当金繰入額	
その他	
臨時利益	【E】
資産売却益	
その他	
純行政コスト	【C+D-E】

③純資産変動計算書

純資産変動計算書（NW：Net Worth）は、企業会計の「株主資本変動計算書」に相当するもので、地方公共団体の純資産、つまり資産から債務を差し引いた残りが、期首から期末へ、どのように増減したかを明らかにするものである。

総額としての純資産の変動に加え、それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報も示され、受益者負担で賄えなかった行政コストがどのような財源で賄われているのかがわかるものである。

民間企業の場合は、「当期利益」が出ていれば、投下される資本に対して一定以上の収益が期待できるので、企業の価値が生まれ、事業が持続可能であることとなるが、地方公共団体では、「当期利益に当たるもの」がプラスであることは、負担を後の世代に先送りしておらず、世代間の公平に抵触しないことを表わす。

なお、税金は純資産の増加とみなすので純資産変動計算書に計上する。

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	【A】		
純行政コスト（△）			
財源			
税金等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動（内部変動）			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額	【B】		
本年度末純資産残高	【A+B】		

④資金収支計算書

資金収支計算書（CF：Cash Flow Statement）は、現金の流れを示すもので、その収支を性質に応じて、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを示している。

科目	金額
【業務活動収支】 業務支出 業務費用支出 人件費支出 物件費等支出 支払利息支出 その他の支出 移転費用支出 補助金等支出 社会保障給付支出 他会計への繰出支出 その他の支出 業務収入 税収等収入 国県等補助金収入 使用料及び手数料収入 その他の収入 臨時支出 災害復旧事業費支出 その他の支出 臨時収入	
業務活動収支	【A】
【投資活動収支】 投資活動支出 公共施設等整備費支出 基金積立金支出 投資及び出資金支出 貸付金支出 その他の支出 投資活動収入 国県等補助金収入 基金取崩収入 貸付金元金回収収入 資産売却収入 その他の収入	
投資活動収支	【B】
【財務活動収支】 財務活動支出 地方債償還支出 その他の支出 財務活動収入 地方債発行収入 その他の収入	
財務活動収支	【C】
本年度資金収支額	【D】(A+B+C)
前年度末資金残高	【E】
本年度末資金残高	【F】(D+E)

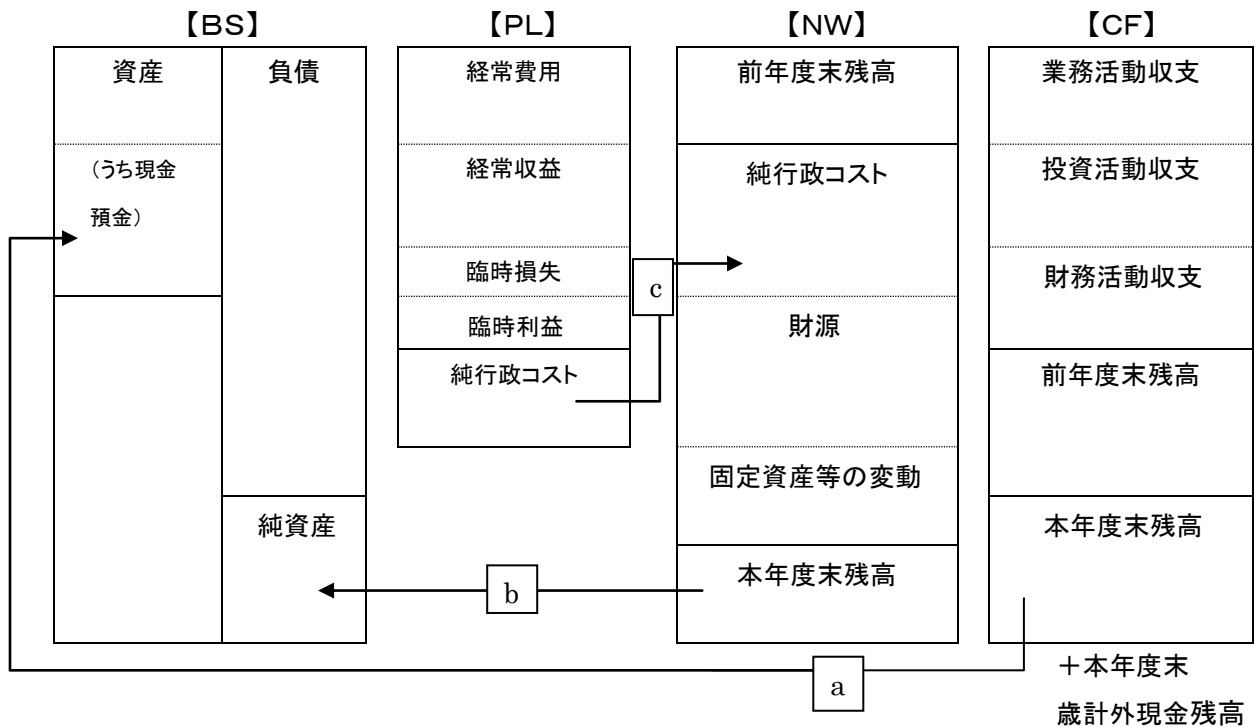
前年度末歳計外現金残高	【a】
本年度歳計外現金増減額	【b】
本年度末歳計外現金残高	【c】(a+b)
本年度末現金預金残高	【F+c】

⑤財務書類 4 表構成の相互関係

財務書類 4 表の相互関係は、のとおりとなる。

- a. BS の資産のうち現金預金の金額は、CF の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応する。
- b. BS の純資産の金額は NW の本年度末残高と対応する。
- c. PL の純行政コストの金額は NW に記載される。

図 1 財務書類 4 表の相互関係



(2) 財務書類の作成単位について

①会計別

稲城市の財務書類は会計別を作成単位とする。該当する会計は表 1 のとおり。

併せて、一般会計及び土地区画整理事業を連結した一般会計等財務書類、一般会計等と地方公営企業会計基準に基づく病院事業会計も含む全ての公営事業会計を連結した全体財務書類を作成する。

表 1 稲城市の会計

連結区分	区分	対象会計・法人名等	会計基準
一般会計等	一般会計等	一般会計	新地方公会計制度 (統一的な基準)
		土地区画整理事業特別会計	
全体	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	
		介護保険特別会計	
		後期高齢者医療特別会計	
	公営企業会計	下水道事業特別会計 (※)	地方公営企業会計基準
		病院事業会計	

※平成 31 年度から地方公営企業法（財務）適用を予定している。

②連結財務書類

連結財務書類の連結対象法人については、稲城市の関与及び財政支援の下で、稲城市の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクターとする。具体的には表 2 の法人とする。

表 2 連結対象法人

区分	対象会計・法人名等	会計基準等
一部事務組合・広域連合	東京都三市収益事業組合	統一的な基準
	多摩川衛生組合	統一的な基準
	稲城・府中墓苑組合	統一的な基準
	東京たま広域資源循環組合	統一的な基準
	南多摩斎場組合	統一的な基準
	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	統一的な基準
	東京都市町村職員退職手当組合	統一的な基準
	東京都市町村総合事務組合	統一的な基準
	東京都後期高齢者医療広域連合	統一的な基準
地方三公社	稲城市土地開発公社	土地開発公社経理基準
第三セクター等	社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会	社会福祉法人会計基準
	公益財団法人 いなぎグリーンウェルネス財団	公益法人会計基準

※会計基準等は平成 30 年 3 月 31 日時点に採用しているものとする。

※決算日は 3 月 31 日とする（出納整理期間がある会計・団体については、出納整理期間の取引を年度内取引として考慮する。）。

3. 財務書類の作成要領

(1) 統一的な基準の概要

稲城市は統一的な基準で財務書類を作成する。

統一的な基準は研究会報告書で提案された財務書類作成モデルであり、以下の特徴を有する。

会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、全てのフロー情報及びストック情報を網羅的かつ誘導的に記録・表示できる。これにより、統一的な基準は財務書類からいつでも伝票に遡り検証、説明が可能である。

固定資産台帳等を整備することで、決算情報の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えている。

資産の評価については主に取得原価主義を採用している。

なお、会計上の特徴は以下のとおりである。

① 取得原価主義

民間企業会計や他の公的機関の会計において、固定資産については原則取得原価を採用している。地方公共団体においては長期的に資金、資産のマネジメントを行うことが普通であり、地方公共団体が保有する資産の大半は売却を行わないものであるため、統一的な基準では取得原価主義を採用している。

② 税収の捉え方

税収については、行政サービスの原資となっているものの、サービスの対価として支払っているものではない（サービスを多く受ける人が多く払うわけではない）ことから収益と認識せず、住民からの拠出と捉え純資産変動計算書に増加項目として計上する。同様に、国や都の補助金、各種個人法人からの分担金や負担金等のように非交換取引から生じる純資産の増加は、純資産変動計算書に計上している。

(2) 基準モデルからの変更点

基準モデルから統一的な基準への主な変更点は下記のとおりである。

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し（繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等） ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成分・余剰分（不足分）の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に（減価償却累計額の明示）

項目	主な変更点
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化（固定資産台帳の財源情報が任意に）
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国県等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の 評価基準	○原則として取得原価で評価し、再評価は行わない ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、新たに取得した資産については取得原価により評価
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理 ○繰延資産について、勘定科目として計上しないことに
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

（総務省『統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成27年1月23日）Q&A集』から一部抜粋）

（3）稲城市の開始時資産算定方針

統一的な基準で財務書類を作成するにあたっては、基準モデルからの経緯を踏襲している。具体的には、総務省方式改訂モデルのように資産を過去の決算額（決算統計の普通建設事業の額）を積み上げるのではなく、すべての資産について棚卸的に残高を把握する必要があった。そのため、基準モデル導入時においては、第一に固定資産台帳の作成が必要となったが、これには①従前の公有財産台帳等で把握していた資産データとそれ以外の資産のデータを集約する作業と②資産を評価する作業の2つの作業が必要となった。このことは、平成24年4月に稲城市・多摩川衛生組合公会計制度改革検討会（※）を設立して対象資産と評価方針を合わせて「稲城市の開始時資産算定方針」を定めた。なお、今回新たに統一的な基準に対応した「表5 稲城市の開始時資産算定方針（統一的な基準）」を定めた。

※稲城市と多摩川衛生組合では同じ財務会計システムを利用していることから共同で基準モデル財務書類の作成作業を行った。また、同じ理由により平成25年度からは稲城市・府中墓苑組合も加えた稲城市・多摩川衛生組合・稲城市・府中墓苑組合公会計制度改革検討会（以下「庁内検討会」という。）を設立して作成作業を進めた。

①公会計で必要な固定資産台帳と従前の公有財産台帳との違い

固定資産台帳と従前の公有財産台帳の違いは「表 3 固定資産台帳と公有財産台帳の違い」のとおりであり、掲載対象資産と把握データに違いがある。

また、公有財産台帳に掲載されていない資産については「表 4 公有財産台帳の掲載対象ではない資産の台帳」のとおりであったので、これらを集約する作業を行い、例えば、道路のデータは従前の公有財産台帳には掲載されていないものであるが、道路台帳として道路管理部署が把握していたデータを集約することで固定資産台帳を作成した。

なお、道路台帳等の個別の資産台帳は、日々の管理のために必要なものであり、今後も財務情報を管理する固定資産台帳と併存させる。

②資産の評価額について

対象資産を把握した後に、従前の公有財産台帳で把握していなかった資産の評価額を把握する作業が必要となる。

基準モデル導入時、稲城市の資産評価は公正価値評価を採用した。今回、統一的な基準では、取得原価主義を採用することについては先に述べたとおりである。

表 3 固定資産台帳と公有財産台帳の違い

区分	公会計) 固定資産台帳	従来) 公有財産台帳
掲載対象資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 工作物 ・ <u>インフラ資産</u> (道路、橋梁、河川、水路、公園等) ・ <u>物品</u> ・ <u>その他資産 (リース資産等)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 工作物
把握データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 所在地 ・ 面積 ・ 構造 ・ 用途 ・ 地目 ・ 取得日 ・ <u>耐用年数</u> ・ <u>取得価額</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 所在地 ・ 面積 ・ 構造 ・ 用途 ・ 地目 ・ 取得日 ・ <u>取得価額</u> 等

表 4 公有財産台帳の掲載対象ではない資産の台帳

台帳名
<ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳 (取得価額なし) ・河川台帳 (取得価額なし) ・水路台帳 (取得価額なし) ・都市公園管理台帳 (取得価額なし) ・備品台帳 <p>その他、各種一覧</p>

表 5 稲城市の開始時資産算定方針（統一的な基準）

区分	資産	資産種類	資産算定方針
A	土地	事業用	<p>市平均地目別平均単価×地積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均単価は税の概要調書の数値を用いる。この際に地目は、基本的に総務省が例示している地目で行う。※「表 6 土地の評価」の地目毎の価格を用いて評価する。 ・登記されていない【法定外公共物】は計上しない。 ・登記地目で評価するが、学校用地については登記地目に関わらず、学校用地として扱う。 <p>(直近の評価額がある土地について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定等公有地評価額を用いる。
	土地（インフラ底地）	インフラ	同上 ※注記 1
B	建物	事業用	<p>構造別・用途別㎡単価（当該建物に係る保険金額：資産評価及び固定資産台帳整備の手引き別紙 7）×延床面積－減価償却累計額にて算定・評価</p> <p>※注記 2</p>
C	工作物（防火水槽、消火栓、プール、余熱利用高温水導管等）	事業用	同上
D	建物増築・設備工事他	事業用	耐震補強を含む改修工事費－減価償却累計額 ※注記 2

区分	資産	資産種類	資産算定方針																
E	備品		<p>取得価額 50 万円以上のものについて 取得価額－減価償却累計額にて算定・評価</p> <p>備品の耐用年数については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」別表 B4「主な物品・機械装置の耐用年数」・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等から判断する。</p> <p>償却計算については、取得年度の翌年から償却を開始し、備忘価額 1 円（残存価額なし）、定額法（年割）で実施する。</p>																
F	電話加入権	事業用	加入権数×備忘価額 1 円にて算定・評価。																
G	公園	インフラ	<p>（公団から移管された公園のうち取得価額がわかるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得価額－減価償却累計額にて算定・評価。 ※注記 2 <p>（公団から移管された公園及び緑地公園のうち取得価額が不明なもので、一定（30,000 m²）以上の広さのもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公団から移管された公園の単価を用いて算定・評価。 <p>（上記以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年造られた公園の工事費（附属物を含む部分）から平成 22 年度末時点の m²単価を算出し、m²あたり直近平均工事単価×面積－減価償却累計額にて算定・評価。 																
H	道路	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 道路台帳をベースに（市全域の）直近道路工事分から幅員毎に平均的な工事単価を算出し、路線毎幅員毎に、平成 22 年度末の直近平均工事単価×路線延長－減価償却累計額にて算定・評価。 <p>※工事単価には附属物を含む。</p> <p>※幅員は道路台帳に倣い次の 7 区分とする。</p> <p>※注記 3</p> <table border="1" data-bbox="651 1442 1211 1832"> <thead> <tr> <th>幅員区分</th> <th>工事単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9. 0 m以上</td> <td>280,497円</td> </tr> <tr> <td>6. 5 m以上9. 0 m未満</td> <td>161,102円</td> </tr> <tr> <td>5. 5 m以上6. 5 m未満</td> <td>109,111円</td> </tr> <tr> <td>4. 0 m以上5. 5 m未満</td> <td>79,270円</td> </tr> <tr> <td>3. 5 m以上4. 0 m未満</td> <td>56,957円</td> </tr> <tr> <td>2. 5 m以上3. 5 m未満</td> <td>31,232円</td> </tr> <tr> <td>0. 0 m以上2. 5 m未満</td> <td>1,901円</td> </tr> </tbody> </table>	幅員区分	工事単価	9. 0 m以上	280,497円	6. 5 m以上9. 0 m未満	161,102円	5. 5 m以上6. 5 m未満	109,111円	4. 0 m以上5. 5 m未満	79,270円	3. 5 m以上4. 0 m未満	56,957円	2. 5 m以上3. 5 m未満	31,232円	0. 0 m以上2. 5 m未満	1,901円
幅員区分	工事単価																		
9. 0 m以上	280,497円																		
6. 5 m以上9. 0 m未満	161,102円																		
5. 5 m以上6. 5 m未満	109,111円																		
4. 0 m以上5. 5 m未満	79,270円																		
3. 5 m以上4. 0 m未満	56,957円																		
2. 5 m以上3. 5 m未満	31,232円																		
0. 0 m以上2. 5 m未満	1,901円																		

区分	資産	資産種類	資産算定方針
I	橋梁	インフラ	(工事費が判明しているもの) ・橋梁毎に、総事業費－減価償却累計額にて算定・評価 (その他の工事費が不明な橋梁) ・橋梁工事に関する各種資料から平均工事単価を算出し、橋梁毎に、平均工事単価×橋梁面積－減価償却累計額にて算定・評価。
J	河川	インフラ	・河川を区別せずに平成 22 年度末時点の平均的な工事単価を算出し、河川毎に、直近平均工事単価×河川総延長－減価償却累計額にて算定・評価。 ※注記 3
K	水路	インフラ	・水路を区別せずに平成 22 年度末時点の平均的な工事単価を算出し、1 水路幹線毎に、直近平均工事単価×水路整備延長－減価償却累計額にて算定・評価。 ※注記 3
L	下水道	インフラ	・決算書から年度毎の事業費を調査し、1 年度を 1 資産とし 総事業費－減価償却累計額にて算定・評価。 (事業費が不明なもの(移管分)) ・決算書から年度毎の事業費を調査し、1 年度を 1 資産とし 総事業費－減価償却累計額にて算定・評価。
M	リース契約	事業用	・リース料総額－減価償却累計額にて算定・評価。※リース料総額が 300 万円以下のリース取引およびリース期間が 1 年以内のリース取引(再リース含む)については評価対象外とする。 ※リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額 0、定額法にて償却計算後、残存価額が平成 26 年度末時点(2015/3/31)において 50 万円未満となるリース取引については対象外とする。
N	PFI 契約	事業用	・リース資産と同様に扱う。
O	商標権	事業用	・取得に 50 万円以上要したものを対象とし、取得価額－減価償却累計額にて算定・評価。
P	区画整理事業	事業用	・事業期間中は区画整理事業特別会計の建設仮勘定に計上し、事業終了時に各資産として計上。 ただし資本的支出として計上するのは、後々市の資産となる公共施設部分にかかる工事費と、道路部分の補償費のみ。
Q	建設仮勘定(建設中の建物等、完成前の固定資産への支出を仮に計上しておく科目)		設計費・工事費・監理費を計上。

区分	資産	資産種類	資産算定方針
R	用益物権 (借地権、地上権、地役権)		資産計上対象外とする。
S	美術品・骨董品等		原則、取得価額または見積価格が 300 万円以上の場合に資産計上。

※注記 1

- ・昭和 59 年以前に取得したものは、取得原価がわかるものであっても、原則として備忘価額 1 円とする。
- ・無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額 1 円とする。
- ・取得原価が不明なものは、原則として備忘価額 1 円とする。

※注記 2

- ・基準モデルにより評価している資産については、これまでの評価額を用いることとし、新たに取得した資産については取得原価により評価する。

※注記 3

- ・取得原価が不明なものは、原則として備忘価格 1 円とする。

※多摩川衛生組合、稲城・府中墓苑組合も基本的には同様の方針で進める。

表 6 土地の評価

実務研究会報告書の例		稲城市の方針
土地台帳の地目	固定資産税地目	評価に用いる概要調書の地価
田	宅地	宅地計の平均価格
畑	宅地	宅地計の平均価格
宅地	宅地	宅地計の平均価格
塩田	塩田	塩田の平均価格
池沼	池沼	池沼の平均価格
山林	山林	山林の平均価格（一般と介在の加重平均を使う）
原野	原野	原野の平均価格
ゴルフ場等	雑種地	雑種地計の平均価格
公園	雑種地	雑種地計の平均価格
鉄軌道用地	雑種地	雑種地計の平均価格
雑種地	雑種地	雑種地計の平均価格
公衆用道路	市平均	市平均価格
溜池	池沼	池沼の平均価格
その他	雑種地	雑種地計の平均価格
保安林	山林	山林の平均価格（一般と介在の加重平均を使う）
河川敷	雑種地	雑種地計の平均価格
海没地	雑種地	雑種地計の平均価格

実務研究会報告書の例		稲城市の方針
学校用地	宅地	宅地計の平均価格
墓地	雑種地	雑種地計の平均価格
境内地	雑種地	雑種地計の平均価格
堤	市平均	市平均価格
用悪水路	市平均	市平均価格
井溝	市平均	市平均価格
水道用地	雑種地	雑種地計の平均価格
砂置場	雑種地	雑種地計の平均価格
貯水池	池沼	池沼の平均価格
緑地	雑種地	雑種地計の平均価格

※例) 土地台帳の地目が田である場合、概要調書の宅地計の欄の平均価格 (円/㎡) で評価する。

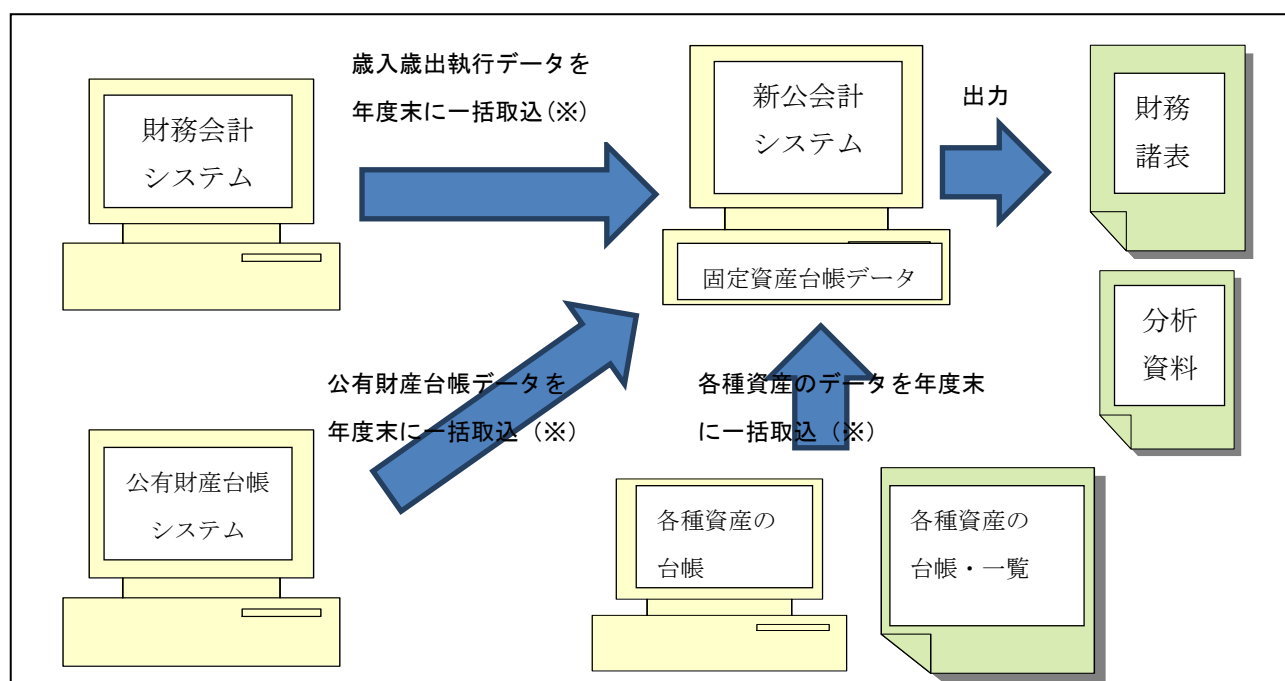
(4) 稲城市の仕訳

仕訳とは複式簿記において発生した取引を貸借の勘定科目に分類することであるが、稲城市では以下のような流れやルールで仕訳を行うこととする。

①仕訳の時期・システムの概要

企業会計や東京都の新公会計では日々の仕訳を行うが、稲城市ではシステム導入のコスト等を考慮して、年度末 (※ただし、出納整理期間は前年度分として反映させるため、出納整理期間終了後) に財務会計システムの歳入歳出データから一括仕訳を行う期末一括仕訳を採用した。

図 2 システム連携図



※開始時は開始固定資産台帳を各種台帳のデータから取り込むが、開始時以外は、執行伝票データから資本的

支出のデータを抽出して、それぞれの台帳システムのデータと固定資産台帳に資産取得、資産除却を反映させる。

※開始時以外の資産計上対象となる資産の最低額、計上範囲及び計上単位は、開始時資産算定方針に従う。計上金額は執行額（＝取得額、売却額等）を用いる。

②仕訳変換ルール

「総務省マニュアル」等に基づき、歳入歳出執行データについて次のようなルール（「表 12 歳入仕訳変換ルール」、「表 13 歳出仕訳変換ルール」）に基づいて年度末に新公会計システムで一括仕訳を行う。

③資本的支出と修繕費の判断

複式簿記では、資本的支出と経費を分けて考える。建物に関する支出を例にすると、資本的支出と修繕費（経費）の判断については法人税法基本通達第 7 章第 8 節「資本的支出と修繕費」に規定されており、一般的に企業会計（税務会計）における資産か費用かの実質的な判断基準となっている。公会計でも当該判断については企業会計の考え方を踏襲している。

例えば、固定資産の新規取得、工事費・設計費・監理費は当然資本的支出とするが、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと認められる部分に対応する金額も資本的支出となる。

仕訳変換ルールに従い変換した執行伝票のうち、委託費・工事請負費・公有財産購入費・備品購入費について、資本的支出の額とそれ以外の経費の額を明確にし、また資本的支出の額が固定資産台帳上のどの資産に対してのものなのかを紐づけする作業（マッチング作業）を行う。これにより、執行データと資産データの整合性が保たれる。

④決算整理仕訳

上記の作業の終了後に次の a～e の作業を行い、財務書類を完成させる。これらの仕訳の詳細については、実務研究会報告書に従う。

a.減価償却

減価償却とは長期にわたって使用する固定資産について、その耐用期間中にわたり費用計上する手続きである。参考：（図 3 10 億円（耐用年数 50 年）の建物を取得した場合の例）

- ・建物・備品・設備の耐用年数は、財務省令あるいは実務研究会報告書等を参考に設定する。
（例：「表 21 耐用年数表」、「表 22 建物の耐用年数（実務研究会報告書より）」）
- ・統一的な基準の減価償却には、「取得価額／耐用年数」を毎会計年度償却する定額法を用いることとし、取得年度の翌年度から償却を開始し、耐用年数を経過したものは備忘価額として 1 円（残存価額なし）を計上する。ただし、無形固定資産については、備忘価額は計上しない。
- ・土地や美術品については時間の経過により価値が減少しないので減価償却を行わず、建設仮勘定も減価償却を行わない。
- ・建物等、インフラ資産とも本体と附属設備に区分して減価償却を行うことが原則だが、区

分が困難な場合には、本体の耐用年数に基づき、一体で減価償却を行う。

- ・基準モデルでは、インフラ資産については、その減価に対して収益の発生が予定されていないので、減価償却相当額を費用として認識せずに直接資本減耗を行ってきた。統一的な基準においては、減価償却相当額は減価償却費として認識する。

図 3 10 億円（耐用年数 50 年）の建物を取得した場合の例

年度	初年度	2 年目	3 年目	51 年目
資産 (期末簿価)	建物 10 億円	建物 9 億 8 千万円	建物 9 億 6 千万円	建物 1 円
費用 (減価償却費)	0 円	2 千万円	2 千万円	1999 万 9999 円
現金の流れ	-10 億円	0 円	0 円	0 円

b.引当金計上

退職手当引当金及び賞与引当金を計上する。

- ・減価償却は、支出を翌年度以降に繰り延べて費用化する処理であるが、引当金は逆に、翌年度以降に見込まれる支出を前もって費用化する処理である。
- ・退職手当引当金については、原則として、期末自己都合要支給額により算定することとする。具体的には、一般職に属する職員については以下の A と B の合計額とし、特別職に属する職員については C で求めた額として、それらを合算したものを退職手当引当金として計上する。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B) 調整額

a) イ及びロに掲げる額を合計した額

- イ) 勤続年数が 25 年以上の職員にあっては、当該区分の調整月額に 50 を乗じた額と、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 を乗じて得た額の合算額
- ロ) 勤続年数が 10 年以上 24 年以下の職員（調整額を支給しない職員区分に該当する職員を除く）にあっては、当該区分の調整月額の半額に 50 を乗じた額と、当該区分より 1 号低い区分の調整月額の半額に 10 を乗じて得た額の合算額

C) 特別職に属する職員の退職手当引当金

当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

すなわち、①A から C の合計額、②退職手当組合への加入時からの負担金の累計額、③既に退職手当組合から市職員に対し退職手当として支給された額の総額、④退職手当組合における積立金額の運用益のうち市へ按分される額

以上より、退職手当引当金=①—(②—③)—④となる。

※なお、退職手当引当金について、他の地方公共団体等と一部事務組合を設立し分担金等を負担している場合には、退職手当引当金繰入額は記載しない。(「総務省マニュアル」125 段落)

- ・賞与引当金は、期末時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当の部分を計上する。
在籍者に対する 6 月支給予定の期末・勤勉手当総額のうち、前年度支給対象期間(12 月～3 月末まで) / 全支給対象期間(6 ヶ月) の割合を乗じた額を計上する。

c.金融資産の計上(徴収不能引当金含む)

- ・貸付金、有価証券、出資金、その他の投資(出捐金)、基金・積立金・未収金の計上を行う。
- ・資産のマイナス勘定である徴収不能引当金の計上を行う。対象は税・保険料等とし、計上方法は次のとおりとする。

(徴収不能引当金の計上方法について)

- ・当期調定額—当期収納済額=未収残額
- ・未収残額—不納欠損決定額+還付未済額=期末債権残高
- ・不納欠損率=(不納欠損額/債権残高)の3年平均
- ・徴収不能引当金額=不納欠損率×期末債権残高

これを会計ごとに計算する。

d.負債の計上

会計ごとに公債及び借入金について、流動負債・固定負債の額を計上する。

計上にあたっては、それぞれの残高、借入(増加)、返済(減少)、振替(流動・固定間)を計上する。

債務負担行為のうち当該年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われ、その金額が確定したもの及びリース債務については、1年以内に支払予定のものは流動負債の未払金、未払費用及びその他に、1年以上先に支払が予定されているものは固定負債のその他に計上する。

地方債の償還金のうち、1年以内に返済期限の到来する償還金については流動負債の1年内償還予定地方債に、それ以外は固定負債の地方債に計上する。

e.会計間・連結団体間の相殺

会計間及び連結団体間で次の項目の相殺を行う。

- ・ 会計間の繰入れと繰出し
- ・ 法人間の出資金及び出捐金と純資産
- ・ 法人間の補助金又は負担金の支払いと受取り
- ・ 法人間の委託料の支払いと受取り

f.附属明細書の作成

財務書類に関連する事項についての附属明細書を作成する。

g.注記表の作成

統一的な基準から、次の項目の注記情報を記載する。

・ 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続き並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる事項を記載する。

・ 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針を変更した場合には、当該変更が財務書類に与える影響等を記載する。

・ 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象について記載する。

・ 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものについて記載する。

・ 追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項を記載する。

4. 財務書類の活用

財務書類作成の目的は、財務情報をわかりやすく開示することで外部への説明責任を果たすことと、資産・負債及び費用の適正な管理を通じ地方公共団体内部の経営管理の強化を行うという大きな2点がある。

平成23年度決算分より作成している新公会計制度に基づく財務書類4表では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備といった観点から、財務書類等のマネジメント・ツールとしての活用が可能となった。また、平成27年度分決算からは、統一的な基準による財務書類の作成へと移行したことにより、以前に増して地方公共団体間での比較可能性が確保されることとなった。

このことにより、新地方公会計制度で作成した財務書類は、具体的に次のように活用する。

(1) 情報公開に活用

市民などへのアカウントビリティ（accountability:説明責任）を果たすために、作成した財務書類を毎年公開する。

例えば、貸借対照表では、期末の資産・負債残高を単純明快に公表することができ、また、行政コスト計算書では、官庁会計にない発生主義の考え方に基づくデータを掲載することができ、減価償却費等のコストを明らかにする等の効果がある。

(2) 事業運営及び予算編成に活用

新公会計システムの導入により、事業別及び施設別のセグメント分析が可能となったため、これらの分析資料を日々の事業運営及び予算編成に活用する。

①事業別コスト分析

新公会計システム導入により、各種引当金繰入や減価償却費といった発生主義のコストを把握するとともに、事業別のフルコストの分析が可能となった（例「表7 事業別行政コストの出力例」、「表8 フルコストの把握」）。

ここでいう事業とは、予算でいう事業のことで、実際には予算の事業単位よりも細かい事業も存在するが、それを分析するためには、その細かい事業単位で予算を編成しなおすか、あるいは手作業での分析を行うことが必要となるため、それは今後の研究課題とする。

事業の開始、廃止、変更などの際には、個々の事業について手作業で精緻に分析する必要があるが、財務書類を活用した分析はすべての事業を大きな視点で分析比較し、より効率的に行われている事業を見つけ、その事業を基準として他事業の効率化を進めることを目的とする。

コストに関しては、人件費及び引当金、減価償却費も計上することが可能となっている。なお、人件費の算出方法については、款毎の人件費を、人件費を除く事業費総額に基づき、各事業に配賦する方法や、一人当たりの平均人件費から事業ごとに人工で計上する方法等があり、また、減価償却費の算出方法については、事業に関連したものを事業費に基づき配賦する方法や、事業で使用した施設の床面積に応じて按分する方法等が考えられるが、どの方法が活用・分析に適しているかは、今後検討していく。

表 7 事業別行政コストの出力例

(単位：円)

款名称	04：衛生費					
項名称	01：保健衛生費					
目名称	02：予防費					
事業名称	01：予防接種 事業	02：感染症予 防事業	03：休日急病 診療事業	04：健康づくり診 療事業	05：狂犬病予防 事業	・・・
科目名称	金額	金額	金額	金額	金額	
01. 議員歳費						
02. 職員給料	8,757,650	1,200,026	600,573	3,131,044	113,744	
03. 賞与引当金 繰入						
04. 退職給付費 用	910,796	124,803	62,460	325,629	11,829	
05. その他の人 件費	9,564,179	1,205,889	603,507	4,382,735	258,722	
06. 消耗品費	124,840	254,685		527,292	110,914	
07. 維持補修費						
08. 減価償却費						
09. その他の物 件費	1,480,434			1,512,616	335,066	
10. 業務費						
11. 委託費	192,487,803	26,711,720	13,495,782	62,380,813	1,155,600	
13. その他の経 費	163,664			1,851,280	226,800	
18. 他会計への 移転支出						
19. 補助金等移 転支出						
20. 社会保障関 係費等移転支出	1,777,207			4,900		
21. その他の移 転支出				2,846,016	583,200	
総合計	215,266,573	29,497,122	14,762,321	76,962,325	2,795,875	

※上記の金額は出力例である。

※人件費（02.職員給料～05.その他の人件費）については、事業費に基づき配賦し算出した数値である。

表 8 フルコストの把握

現金主義でのコスト		発生主義でのフルコスト
消耗品費、委託費等の各種費用	⇒	消耗品費、委託費等の各種費用
公債費		公債費
給料・手当		給料・手当
—		退職給付引当金繰入額
—		減価償却費

a.事業の効率化

事業別コスト分析を行うことで、費用を明らかにし「見える化」することで一層のコスト削減に努めていく。

また、事業間の比較をして、お互いをベンチマークとしてコスト削減に努めていくとともに、どの事業にコストがかかっているかの分析も行う。

b.負担の公平性確保

今まで目に見えなかった費用を明らかにすることで、手数料等を適正化し、受益者負担の公平性を確保していく。

②施設別コスト分析

新公会計システム導入と固定資産台帳を整備したことで、施設別コストの出力が可能となった（「表 9 施設別コストの出力例」）ため、この分析を行う。現金主義で把握していたコストに加えて、減価償却費の把握が可能となり、さらに、施設に人件費及び事業費を配賦することが可能となりフルコストの把握が可能となった（「表 8 フルコストの把握」）。

施設別コストには管理経費の他、関係の深い事業を関連させ、そのコストも計上することが可能である。

コストに関しては、人件費及び各種引当金、減価償却費も計上することが可能となっている。なお、人件費の算出方法については、款毎の人件費を、人件費を除く事業費総額に基づき、各事業に配賦する方法や、一人当りの平均人件費から事業ごとに人工で計上する方法等があり、どの方法が分析に適しているかは、今後検討していく。減価償却費は固定資産台帳を基に額を割り当てる。

表 9 施設別コストの出力例

(単位：円)

区分 1	01:施設費用					
区分 2	01:維持管理費 人件費	02:維持管理費 物件費	03:維持管理費 経費	04:減価償却 費	05:維持補修 費	合計
施設名称	金額	金額	金額	金額	金額	金額
河川	5,836,729	649,013	23,910,757	4,922,481	577,561	35,896,541
本庁舎	140,961,070	97,963,204	125,895,364	75,538,101	8,778,902	449,136,641

区分1	01:施設費用					
区分2	01:維持管理費 人件費	02:維持管理費 物件費	03:維持管理費 経費	04:減価償却 費	05:維持補修 費	合 計
施設名称	金額	金額	金額	金額	金額	金額
平尾出張所	7,783,762	493,184	2,420,958	0	0	10,697,904
若葉台出張 所	4,621,635	419,534	108,936	0	0	5,150,105
消費生活セ ンター	3,588,319	547,243	4,517,072	524,580	61,462	9,238,676
水路	5,645,795	0	31,482,131	24,982,535	2,927,070	65,037,531
大丸地区会 館	4,211,906	3,187	4,768,794	2,910,336	340,989	12,235,212
中央公民館	50,980,568	11,770,439	24,418,615	13,359,696	1,565,285	102,094,603
第二公民館	46,858,848	10,818,813	22,444,399	9,855,405	344,919	90,322,384
第三公民館	19,077,935	4,404,731	9,137,929	4,719,303	552,936	37,892,834
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

※上記の金額は出力例である。

a.施設利用者数とコストを分析

類似施設どうしの施設利用者数とコストを比較分析することで、コストの単純比較のみならず、利用者一人当たりコストが少ない施設を発見し、それをベンチマークとして、効率的な施設の管理運営を探っていく。また、どの施設にコストがかかっているか、利用者当りのコストがどうであるか等の分析を行う。

b.施設の必要性和施設の経済性を分析

施設の必要性（利用者数・稼働率・法的必要性等）と施設の経済性（再調達価額や施設のコスト等）を座標上に置くことで、施設の方向性の検討を行う。

分析としての一般的な考え方としては次のようなものがある。

表 10 施設の方向性の検討

区分		施設の経済性	
		高（低コスト）	低（高コスト）
施設の 必要性	高	コスト削減、民間資金活用	直営化、集約化、コスト削減、集客力向上、使用料見直し、民間資金活用
	低	民営化、売却、貸付	廃止、売却

c.損益分岐点分析

今まで目に見えなかった費用を明らかにし、それを基に費用と収入を分析することで、使用料等を適正化し、施設使用者の負担の公平性を確保していく。

(3) 長期計画等に活用

①財務指標分析

BS、PL等の数字から各種財務指標の分析を行う。代表的な財務指標として次のようなものを算出し、他団体との比較を行い、マクロの視点から市の経営状況が改善されるように努めていく。

表 11 代表的な財務指標

財務指標	算式	概要
住民一人当たり資産額	資産合計／住民基本台帳人口	住民一人当たりの資産がいくらあるかを示す指標。
歳入額対資産比率	資産合計／歳入総額	当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができる指標。
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	減価償却累計額／(有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額)	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からの程度経過しているのかを全体として把握することができる指標。
資産更新準備率	(資金＋基金・積立金)／減価償却累計額	将来的に資産の更新に必要だと考えられる減価償却累計額に対する準備の割合を示す指標。 民間では減価償却累計額相当額を内部留保として、資産の更新のために準備している。

財務指標	算式	概要
当期固定資産形成額	資金収支計算書の公共施設等整備費支出	当期中の固定資産取得・更新に充てた金額。
行政コスト対税収等比率	純行政コスト／財源	税収等の財源に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等の財源のうちどれだけが資産形成を伴わない行政コストに消費されたのかを把握することができる指標。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに、100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを意味する。
純資産比率	純資産合計／資産合計	純資産の割合を示す指標。 純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味する。例えば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができる。
社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	地方債（短期を含む）／有形・無形固定資産合計	有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合を示す指標。この割合を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができる。
住民一人当たり負債額	負債合計／住民基本台帳人口	住民一人当たりの負債がいくらあるかを示す指標。

財務指標	算式	概要
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	$\text{業務活動収支 (支払利息支出を除く)} \\ + \text{投資活動収支}$	<p>資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標。当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえる。</p>
債務償還可能年数	$\frac{\text{(地方債残高-基金)}}{\text{償還財源上限額}} \times$ $\frac{\text{※業務活動収支の黒字分 (臨時収支分除く)}}{\text{}}$	<p>実質債務(地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務)が償還財源上限額(資金収支計算書における業務活動収支の黒字分(臨時収支分を除く。))の何年分あるかを示す指標。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。</p>
自主財源比率	$\frac{\text{税収等}}{\text{(税収等+国県等補助金)}}$	<p>自主財源の割合を示す指標。この比率が高くなるほど行政の自主性や安定性を確保できているといえる。</p>
住民一人当たり行政コスト	$\frac{\text{純行政コスト}}{\text{住民基本台帳人口}}$	<p>発生主義による費用を含めた一人当たりの行政コスト。行政活動の効率性を見ることができる。他自治体と比べて低い方が良いが、高い方が補助・社会保障が充実しているとも考えられる。</p>

財務指標	算式	概要
受益者負担比率	経常収益／経常費用	住民間の公平性評価の指標。 経常収益は使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができる。 他自治体よりも低い場合には、検討の余地がある。

②施設更新必要額シミュレーション

国、地方公共団体共通の課題として、施設（インフラ含む）の更新問題がある。この問題を数字として把握するために、過去に整備した施設の耐用年数終了時に当該施設を再調達価格で作りなおすことを想定して、将来の施設更新必要額をシミュレーションする。

また、有形固定資産減価償却率（＝減価償却累計額／（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額））の計算も行い、他の地方公共団体との比較なども進め、今後の施設更新問題に備えていく。

減価償却は現金の支出を伴わない費用であり、資金留保効果がある。しかし、一般的には、発生主義の考え方を取り入れない場合はこの額を把握できずに他の事業にこの額が費やされてきたという面もある。

今後は、こういった数字を見ながら、可能な範囲で公共施設整備基金の積み増しなどを検討していく。

なお、個々の施設・設備について、更新・修繕の必要箇所等を把握する作業については、公会計の資料ではなく維持保全計画（維持保全システム）を活用してミクロのレベルで作業を進めていく。

5. 新公会計制度を活用した行政経営（総括）

新公会計制度整備の目的は、財務情報をわかりやすく開示することで外部への説明責任を果たすことと、資産・負債及び費用の適正な管理を通じ地方公共団体内部の経営管理の強化を行うという大きな2点がある。

平成23年度決算分より導入した基準モデルにより、外部への情報開示の正確さが飛躍的に高まり、事業別、施設別の財務分析が可能となり、経営管理の強化が可能となった。

さらに、平成27年度決算分からは、基準モデルから統一的な基準へと移行したことにより、他の地方公共団体との比較可能性が向上している。

まず、外部への情報公開についてであるが、市民にとっては受益と負担の関係を理解しやすくなり、また、他の地方公共団体と比較することで今まで稲城市がどのようなまちづくりを行ってきたか検証することが可能となる。さらに、政策評価や予算編成と関連づけることで受益と負担の割合の検討や、イ

ンフラに対する新規や更新に対する投資判断を行うほか、事業・施設のコストを把握及び分析することで職員のコスト意識の醸成などで適切な経営管理を行えるようになる。

新公会計制度改革によってもたらされる財務書類はそれ自体が目的ではなく、あくまでもツールであり、今後これを行政経営にどのように活かすかが最も重要である。財務書類を個々の職員が読み込み、企業会計的な考え方を持つことで、日々の事業の改善・施設の維持管理等の効率化を進める必要がある。今後も財務書類の作成分析自体に関する費用対効果も考えつつ、引き続き精度の高いものとしていくこととする。

資料

表 12 歳入仕訳変換ルール

予算科目名	借方		貸方	
	財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
1.市税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在市町村助成交付金等	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子及び配当金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
財産(不動産・物品)売払収入※				
生産物売払収入※				
13.寄附金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金	【仕訳不要】			
16.諸収入				
延滞金・加算金及び過料等	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
市預金利子	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
収益事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(固定負債)
雑入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
17.市債	CF	地方債発行収入	BS	地方債
(特別会計に固有の科目)				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
連合会特別交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
診療収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
賦課金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)

表 13 歳出仕訳変換ルール

予算科目名	借方		貸方	
	財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賃金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
賄材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				

※歳出及び歳入仕訳変換ルールについては総務省『統一的な基準による地方公会計マニュアル／財務書類作成要領』(平成 28 年 5 月改訂)

別表及び様式を基としている。

※予算科目名「※」印を付したのものについては、金額で条件分けしているもの等、複数の仕訳が発生するため、<表 14 歳入科目(仕訳複数例)>及び<表 15 歳出科目(仕訳複数例)>を参照されたい。

表 14 歳入科目（仕訳複数例）

歳出科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
都支支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
財産(不動産・物品)売払収入	1. 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2. 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3. 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に<表16 整理仕訳>の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じた場合は更に<表16 整理仕訳>の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
生産物売払収入	1. 売払物が、台帳記載の棚卸資産である場合は、以下の仕訳を行う。 2. 棚卸資産の売却において、当該棚卸資産の簿価に対する売却損益が生じたときは、更に<表16 整理仕訳>の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減債基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1. 長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2. 利息分については、PLの収益として処理。 3. 償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息分を収益に振り替えてもよい(<表16 整理仕訳>参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償還金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)

表 15 歳出科目（仕訳複数例）

歳出科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、〈表16 整理仕訳〉の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
委託料	1. 工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるため、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2. 自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
(例) ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
(例) インフラ資産(建設仮勘定)	BS	建設仮勘定(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例) 資産形成以外(事務委託等)	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるため、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
(例) 事業用建物工事	BS	建物(事業用資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例) インフラ資産(建物)	BS	建物(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例) 維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1. インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2. なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
(例) 建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例) 土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成につながらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出(原則として50万円以上)と、消耗品費支出が混在している可能性があるため、これを分け、資産については科目を特定する。			
(例) 物品の購入(50万円以上)	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
貸付金	1. 長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に貸付に要する事務費があれば、これを別途に抽出する。 2. 短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらかじめ財源仕訳は行わない。 3. 貸付に付随する事務費はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年以内償還予定地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他(固定負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
投資及び出資金	投資等の科目を特定する。			
有価証券購入	BS	有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS	出資金	CF	投資及び出資金支出
その他の投資	BS	その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金	積立金等の科目を特定する。			
財政調整基金	BS	財政調整基金	CF	基金積立金支出
減債基金(長期)	BS	減債基金(固定資産)	CF	基金積立金支出
(短期)	BS	減債基金(流動資産)	CF	基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS	その他(流動資産)	CF	基金積立金支出
繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の積立である場合に分け、後者については基金を特定する。			
他会計への経常移転支出	PL	他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出

表 16 整理仕訳

本表において「整理仕訳」とは、複数の勘定科目が混在する取引につき、当初、1科目・金額で処理し、後日、その仕訳を正しい科目・金額に修正する振替仕訳をいう。

以下、歳入歳出仕訳において、当初、混在する仕訳を行った場合の整理仕訳例を掲載する。ただし、リース資産については、当初から資産分と費用分を分解して仕訳する例と、当初は物件費として仕訳する例を示す。

No.	ケース	借方			貸方			
		財書	勘定科目名	金額	財書	勘定科目名	金額	
1	固定資産売却益	元本額100、売却額120、売却益20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正。						
		当初仕訳	CF 資産売却収入	120	BS	土地	120	
		整理仕訳	BS 土地	20	PL	資産売却益	20	
2	有価証券及び出資金売却益	元本額100、売却額120、売却益20。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正。						
		当初仕訳	CF 資産売却収入	120	BS	有価証券	120	
		整理仕訳	BS 有価証券	20	PL	資産売却益	20	
3	固定資産売却損	元本額100、売却額70、売却損30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正。						
		当初仕訳	CF 資産売却収入	70	BS	土地	70	
		整理仕訳	PL 資産除売却損	30	BS	土地	30	
4	有価証券及び出資金売却損	元本額100、売却額70、売却損30。当初売却総額をもって処理していたところ、これを修正。						
		当初仕訳	CF 資産売却収入	70	BS	有価証券	70	
		整理仕訳	PL 資産除売却損	30	BS	有価証券	30	
5	短期貸付元利金混在償還	貸付金償還総額100、うち元金90、利息10。当初償還総額をもって処理していたところ、これを修正。						
		当初仕訳	CF 貸付金元金回収収入	100	BS	短期貸付金	100	
		整理仕訳	BS 短期貸付金	10	PL	その他の収入(経常収益)	10	
			CF その他の収入(業務収入)	10	CF	貸付金元金回収収入	10	
6	退職手当引当等振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、退職手当引当金を取崩して充当。						
		当初仕訳	PL 職員給与費	100	CF	人件費支出	100	
		整理仕訳	BS 退職手当引当金	100	PL	職員給与費	100	
7	賞与等引当金振替	当初、全額職員給与費で処理していたところ、賞与等引当金を取崩して充当。						
		当初仕訳	PL 職員給与費	100	CF	人件費支出	100	
		整理仕訳	BS 賞与等引当金	100	PL	職員給与費	100	
8	リース資産 購入見積額 100、5年リース、年間支払額 25(うち購入相当額 20 利息相当額 5) ① 当初から資産分と費用分を分解して仕訳する場合	取得時	BS	科目を特定する。例えば物品。	100	BS	その他(固定負債)	100
		初年度リース料支払 本体分	BS	その他(固定負債)	20	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
		初年度リース料支払 利息分	PL	支払利息	5	CF	支払利息支出	5
		償却 (有形固定資産の場合)	PL	減価償却費	20	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
		(無形固定資産の場合)	PL	減価償却費	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20
		② 当初は物件費として仕訳する場合 当初支払額を物件費で処理していたところ、これを修正。						
		取得時	BS	科目を特定する。例えば物品。	100	BS	その他(固定負債)	100
		当初仕訳	PL	物件費	25	CF	物件費等支出	25
		初年度リース料支払 本体分	BS	その他(固定負債)	20	PL	物件費	25
			PL	支払利息	5			
			CF	物件費等支出	20	CF	その他の支出(財務活動支出)	20
		初年度リース料支払 利息分	CF	物件費等支出	5	CF	支払利息支出	5
		償却 (有形固定資産の場合)	PL	減価償却費	20	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定	20
		(無形固定資産の場合)	PL	減価償却費	20	BS	無形固定資産の科目を特定	20

表 17 未収・未払の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金及び未払金に関する仕訳は、次のとおりである。

No.	ケース	借方		貸方		
		財書	勘定科目名	金額	財書	勘定科目名
9	前年度末に未収計上したものの本年度収納	貸方はBS未収金として既存の未収金を消し込み、借方のCF科目を特定する。 CF科目は、その未収金を計上した元の相手科目から判断して、以下のいずれかを選択する。				
		CF	科目を特定する。例えば税込収入。	BS	未収金	
10	前年度末に未払金計上したものの本年度支払	借方はBS未払金として既存の未払金を消し込み、貸方のCF科目を特定する。				
		BS	未払金	CF	科目を特定する。例えば公共施設等整備費支出。	
11	前年度末に未払費用計上したものの本年度支払	借方はBS未払費用として既存の未払費用を消し込み、貸方のCF科目を特定する。				
		BS	未払費用	CF	科目を特定する。例えば支払利息支出。	
12	本年度末に未収金が発生した場合の処理	1. 現金取引(未済)の場合、借方がBS未収金となる。 2. 過年度未収金計上(再調整分)であって、本年度末においてもなお未収である場合、重複して未収計上しないこと。				
	①税金(例)	BS	未収金	NW	税込等	
	②資産売却収入の未収金(損益が発生しない場合)					
	固定資産売却	BS	未収金	BS	固定資産の科目を特定	
	投資その他の資産の譲渡	BS	未収金	BS	投資その他の資産の科目を特定	
	③資産売却収入の未収金(益が発生した場合)(例)元本額100 売却額120 売却益20					
	土地売却例	BS	未収金	120	BS 土地	100
					PL 資産売却益	20
	④資産売却収入の未収金(損が発生した場合)(例)元本額100 売却額70 売却損30					
	土地売却例	BS	未収金	70	BS 土地	100
		PL	資産除売却	30		
	⑤その他の収益の未収金	BS科目は未収金であるが、相手科目としてPL収益科目の特定を要する。				
		BS	未収金	PL	PLの収益科目を特定。	
13	年度末に未払金が発生した場合の処理	現金取引(未済)の場合、貸方がBS未払金及び未払費用となる。				
	土地(例)	BS	土地	BS	未払金	

表 18 未収金に関する不納欠損の仕訳

歳入歳出データのうち、未収金について不納欠損決定した額に関する仕訳は、次のとおり行う。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
14	徴収不能引当金を計上している債権の場合 未収金の不納欠損(例)	BS	徴収不能引当金	BS	未収金
15	徴収不能引当金を計上していない債権の場合 未収金の不納欠損(例)(業務を行っている債権の場合)	PL	その他(その他の業務費用)	BS	未収金
	(上記以外の債権の場合)	PL	その他(臨時費用)	BS	未収金

表 19 歳計外資金の仕訳

歳計外現金(例:社会保険料等の預り金)の受入、払出に関する仕訳は次のとおりである。なお、年度末に本年度増減総額をもって処理してもよいこととされている。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
16	歳計外現金の受入	CF	本年度歳計外現金増減額	BS	預り金
17	歳計外現金の払出	BS	預り金	BS	本年度歳計外現金増減額

表 20 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳

歳入歳出データに含まれない非資金取引に関する仕訳（例）は、次のとおりである。

No.	ケース	借方		貸方	
		財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
18	固定資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
19	固定資産が調査によって判明した場合	BS	固定資産の科目を特定	NW	無償所管換等
20	投資その他の資産の無償所管換受入・寄付受入・受贈	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	無償所管換等
21	固定資産の除却	PL	資産除売却損	BS	固定資産の科目を特定
22	固定資産の無償所管換払出・寄付払出	NW	無償所管換等	BS	固定資産の科目を特定
23	棚卸資産への振替	BS	棚卸資産	BS	有形固定資産の科目を特定
24	満期保有目的有価証券等の強制評価減	PL	その他(臨時損失)	BS	投資その他の資産の科目を特定
25	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価益	BS	投資その他の資産の科目を特定	NW	資産評価差額
26	満期保有目的の債券以外の有価証券及び市場価格のある出資金の評価損	NW	資産評価差額	BS	投資その他の資産の科目を特定
27	投資損失引当金の計上	PL	投資損失引当金繰入額	BS	投資損失引当金
28	投資損失引当金の取崩し	BS	投資損失引当金	PL	その他(経常収益)
29	市場価格のない投資及び出資金(連結対象団体及び会計に対するもの)の回収不能				
	投資損失引当金を計上している投資その他の資産の場合	BS	投資損失引当金	BS	引当てた投資その他の資産の科目を特定
	投資損失引当金を計上していない投資その他の資産の場合	PL	その他(臨時損失)	BS	投資その他の資産の科目を特定
30	徴収不能引当金の計上	PL	徴収不能引当金繰入額	BS	徴収不能引当金
31	徴収不能引当金の取崩し	BS	徴収不能引当金	PL	その他(経常収益)
32	賞与等引当金の計上	PL	賞与等引当金繰入額	BS	賞与等引当金
33	退職手当引当金の計上	PL	退職手当引当金繰入額	BS	退職手当引当金
34	損失補償等引当金の計上	PL	損失補償等引当金繰入額	BS	損失補償等引当金
35	固定資産から流動資産への振替				
	貸付金(例)	BS	短期貸付金	BS	長期貸付金
36	固定負債から流動負債への振替				
	地方債(例)	BS	地方債	BS	1年以内償還予定地方債
37	固定資産の減価償却				
	有形固定資産	PL	減価償却費	BS	有形固定資産の減価償却累計額を特定
	無形固定資産	PL	減価償却費	BS	無形固定資産の科目を特定
38	建設仮勘定の本勘定への振替	BS	建物	BS	建設仮勘定

表 21 耐用年数表

耐用年数省令における耐用年数	
主な資産	耐用年数
道路改良	60
舗装道路(アスファルト敷)	10
舗装道路(コンクリート敷)	15
河川	40
ダム	80
砂防	50
流路工	40
園路広場(アスファルト敷)	10
植栽(緑化施設)	20
管理施設	50
道路改良	60
舗装道路(アスファルト敷)	10
舗装道路(コンクリート敷)	15
ダム	80
治山ダム	50
流路工	40
岸壁、棧橋、堤防、防波堤	50
岸壁、棧橋、堤防、防波堤	50
道路改良	60
舗装道路(アスファルト敷)	10
舗装道路(コンクリート敷)	15
滑走路等	15
格納庫、荷扱所、送受信所、停車場	38
堤防、防波堤	50

※上記は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数の一例を示したものであり、当該資産の構成に応じて個別に判断する必要がある。

※基準モデル時、例えば道路の耐用年数などは国の道路資産価値評価を採用しているため、統一的な基準と耐用年数が異なる。

表 22 建物の耐用年数（実務研究会報告書より）

用途名称	鉄骨 鉄筋 コンクリ ート	鉄筋 コンクリ ート	鉄骨 コンクリ ート	無筋 コンクリ ート	コンクリ ート ブロッ ク	れん が 造	プレスト レス コンクリ ート	フレキ キャスト コンクリ ート	土蔵 造	鉄骨 造	軽量 鉄骨 造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
詰所・寄り場												
作業所・工作室												
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
廊下・渡廊下												
図書館												
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
会館・本館												
音楽堂・ホール												
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15

用途名称	鉄骨 鉄筋 コンクリ ート	鉄筋 コンクリ ート	鉄骨 コンクリ ート	無筋 コンクリ ート	コンクリ ート ブロック	れん が 造	フレスト レス コンクリ ート	フレキ キャスト コンクリ ート	土蔵 造	鉄骨 造	軽量 鉄骨 造	木造
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
技術室・機械室												
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
その他												
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料：財務省令：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）」財務省

稲城市の新公会計制度
第3版
平成30年4月発行
発行・編集：稲城市
